

# ラオスの商法教科書作成支援について － 企業法注釈書の作成と人材養成 －

名古屋大学大学院法学研究科

中 東 正 文

松 浦 好 治

今 井 克 典

## 第1 はじめに

ラオスにおける商法関係法の整備は、1994年に制定された事業法（Business Law）の抜本改正を中心になされてきた。事業法の大部分は、企業形態に関するものであり、個人事業、パートナーシップ、会社などの形成、運営等に関する規律が定められている。

商務省が中心になって、司法省の協力も得て、草案が策定され、2005年末の国会では、企業法（Enterprise Law）が制定された。これにより、従前の法の不備や不整合が相当に改善されたが、なお法規範としての曖昧さを残している。それは、単に法文の表現だけが原因なのではなくて、経済体制移行国において、また、外資誘致を目指しながらも、国有会社等の取扱いについて、明確に方向性を見いだすに至っていないという事情もあろう。

## 第2 ラオス商法教科書作成の狙い

名古屋大学が、ラオスに対する第1フェーズの法整備支援事業に参加したのは、2004年9月に、松浦と中東とが、ラオスを訪問し、どのような教科書を作成するのかを、先方と打ち合せたことに始まる。

打ち合わせの結果、法改正の作業が進められている折、当時の現行法であった事業法について、差し当たり逐条のコンメンタールを作成することにして、作業中にもし企業法が制定されれば、そちらのコンメンタールに移行することで柔軟に対応することになった。

商法が実質的に改正される場面では、歴史的経緯、社会経済情勢、投資政策等が複雑に交錯する。これらの諸々の影響を、当時の立法者からのインタビュー、立法資料などを手掛かりに明らかにしつつ、各規定の趣旨を確認し、実際の効果を確認するのが、コンメンタールを作成する最大の目的である。

また、私たちが、研究と教育を実践する機関であることから、コンメンタールの作成への協力に際して、比較法的な知見を活用するだけでなく、ワーキング・グループ（商業省1名、法務省3名、ラオス国立大学教員1名）が作業を通して、法令起案の基本的な手順と技能を学び、独立独歩で、更なる議論、啓蒙活動、次世代の教育ができるようになることを期待した。

### 第3 ラオス商法教科書執筆の経過

2004年10月から、2006年3月まで、3回にわたって、名古屋大学において国別特設研修を行った。コンメンタルの構成と価値を理解してもらい、オンライン・データベースや電子データベースの作成など、最先端の情報整理の序論についても味わってもらうように工夫をした。また、現地のセミナーの開催に当たっては、中東が、ラオスに渡航して、議論に参加するなどしている。これらの一連の活動は、法政国際教育協力研究センターの中馬肇子の精力的な調整のもとで行われており、とりわけ名古屋大学での研修に当たっては、温かく細やかな配慮で最適な環境を提供するように工夫された。

コンメンタルという形式をとる教科書を作成するという基本方針の変更に関して、ワーキング・グループも、この時点で執筆済みであった原稿を完結させたいなど、名古屋大学が途中からプロジェクトに加わったという事情が、障害になることもあった。とはいえ、コンメンタルを作成する意義について、ワーキング・グループと私たちとの間で、認識が共有されるようになり、執筆は大きく前に動き始めた。

もともと、人材が不足しているラオスにおいては、ワーキング・グループは貴重な人的資源であり、教科書の執筆のみに、時間を割くことができないという現実的な問題もあった。また、執筆作業中に、事業法の改正の日程が刻々と変更になるなど、当方の日程も組み立てにくく、また、ワーキング・グループも力の入れ具合が分からないという状況が続いた。

このあたりの課題も含めて、ワーキング・グループに大きな活力を与えて下さったのは、2004年12月にJICA長期専門家としてラオスに赴任された小口光弁護士（西村ときわ法律事務所）と小川博史プロジェクト管理専門家であった。

小口弁護士は、優れた法律家として、ワーキング・グループを指導されるだけでなく、各人の果たすべき役割を明確にし、最終的な目標に導くなど、大きな成果を残された。実務家として有能な才能を発揮されただけではなく、メンターとしても存分に活躍され、この点の御努力が、私たちとの連携を力強いものにした。

国別特設研修には、小口弁護士も参加して下さり、御尽力下さった。3回の研修を総括して、今井と中東は、「1回目には、このメンバーに何を期待できるのかと悩んだ。2回目には、大きく成長したメンバーを目の当たりにして、とてもうれしかった。3回目には、メンバーが自分たちで分析し検討する実力を身に付けたことが分かり、自分たちはもはや何もすることがなくなったことに、卒業生を見届けるのと同じような喜びを感じた」という印象を共有した。

企業法の制定と公布が遅れたこともあり、また、政府の上層部の問題関心が広がっていることから、ワーキング・グループの時間が一段と制約を受けるようになった。とはいえ、メンバーの志は高く、企業法全245条の基本的な執筆は終わり357頁に及ぶラオスでの初めての形式の書物は、2007年5月に関係機関の承認を得て、刊行する予定であるという。自ら考える方法を習得し、次の世代に引き継ぐ力をも備えるようになったメンバーには、教科書の刊行と普及のみならず、啓もうと教育の活動をも期待したい。

#### 第4 2006年11月の本邦研修

2006年11月には、ラオス法整備プロジェクトの総括的な本邦研修が法務総合研究所の主催の下で行われた。

名古屋大学の関係する商法については、司法省からの報告で、執筆に取り組みながら、学識を深めることができたという積極的な評価を受けた。2007年に入って、セミナーを各所で開催し、企業法の啓蒙活動でコンメンタールが活用される予定であるという。注釈書という新しい形式にするという試みについても、最終的には、好意的に受け止められ、入手の依頼が既に少なくないという。また、別の法律についても、コンメンタール方式の解説書が必要であると大臣から助言されるなど、評価が高いと報告された。

この研修では、松浦による「立法手続」に関する講義も行われ、立法作業と並行して行われた今回のコンメンタールの執筆作業を総括する好機となった。ラオス側参加者は、日本では日本法令索引から過去の国会議事録を参照し、立法関連資料をかなり網羅的に検討する一方で、法の全体的統一性を保つため法令データベースを活用する体制があることを理解し、ラオスにおいても、法運用法改正作業に資する基盤整備が必要であり、情報共有の意義を十分認識したとのことであった。

今後の協力関係については、テレビ会議の活用、ラオス側からの意見照会に対応する体制などを中心に、検討を続けることとなった。

#### 第5 今後の課題

ラオス政府は、協力を求める分野を、商法のような基本法から、経済法、証券取引法、知的財産法へと重点を移しているようである。

このような動きの中で、コンメンタールの完結を果たすため、ワーキング・グループのメンバーに、十分な時間の確保を含む環境を整えることができるのか、大きな課題になる。さらには、先端的な分野での協力にあっては、どのような工夫を盛り込むことによって、ラオスの人々の自己決定と自己実現に協力することができるのか、検討すべき課題は多い。

幾つもの課題があるにせよ、目に見える成果物を示すことが強く求められるようになっていく中、次の世代に受け継がれるべき人材養成ができたことは、大学人としても、喜びとするところである。これこそが、大学が貢献できる最大の協力であり、こういった、短期的には評価が難しく、視覚的ではない開発援助にも、物的及び人的な資源が投入されるべきであると強く感じた。